令和５年２月２日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

介護福祉士国家資格における令和４年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について情報提供がありました。介護福祉士国家資格については、平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者は、所定の試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から５年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とした経過措置が設けられております。

今般、当該規定の施行後初めて５年が経過し、平成29年度卒業生については、令和４年度末には経過措置登録の期限が到来します。経過措置登録者は、介護施設や障害施設等で業務に従事していることが多いと思われますが、医療機関等においても業務に従事していることも考えられます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

１．平成29年度卒業者で当該期間（平成29年４月１日～令和５年３月31日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者については、この５年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することが可能であり、令和５年４月14日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種届出書を提出することが必要です。

詳細については、添付資料の厚生労働省事務連絡を参照下さい。なお、令和４年度（第35回）試験までに合格している場合、特段の対応は不要です。

２．その他

平成30年度から令和３年度卒業生についても経過措置適用を受けている場合、今後、同様な手続きが必要となります。

添付資料

・介護福祉士国家資格における令和４年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る周知について（依頼）（厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 令和５年１月20日付 事務連絡）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課（西井・吉田・澤野）
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737